

秋田市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月10日

秋田市長 沼谷 純

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田県秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二
秋田県能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋 田 マ サ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八 木 唯 史

2 取り扱う歳入

歴史書売払収入（秋田市史販売代金）

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年2月24日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで